

利用者登録（事前登録）の手順

見守り相談室へ「事前登録申請書（様式 36）」「個人情報使用同意説明書（様式 37）」「個人情報同意書（様式 38）」を提出

行方不明の恐れがある認知症高齢者等は、事前に氏名、身体的特徴、写真等の情報を見守り相談室に申請することにより事前登録します。
申請者（本人、家族、ケアマネ等）が窓口にて、申請書類を提出します。

書類審査及び本人確認

代理人（家族、ケアマネ等）が申請した場合は、見守り相談室から本人あて訪問を行います。

利用者登録（事前登録）完了

専用のサーバーにて情報管理します。
※必要に応じて日頃の見守り活動等の相談支援を行います。
※住所等の変更があった場合は、変更申請を受け付けます。

行方不明発生時の手順

- ①警察への届出
- ②見守り相談室へ「行方不明者の発見協力依頼書（様式 39）」を提出

利用者が行方不明となった場合に、その家族等は、警察に行方不明届を提出し、見守り相談室に発見協力依頼を行います。
※発見協力依頼の際に、行方不明届の受理番号が必要です。

③メール等で情報配信

協力者に見守り相談室（夜間の場合は、夜間事業者）から行方不明者の特徴等の情報を記載したメール等を配信します。

- ④行方不明者に関する情報
- ⑤情報連絡

協力者から得た情報を利用者の家族や警察に連絡し、行方不明者の早期発見・保護につなげます。

⑥保護連絡

行方不明者が無事に発見・保護された場合、見守り相談室（夜間事業者）へ発見・保護された旨の連絡をします。